

反社会的勢力排除に関する誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構

人吉医療センター

院長 木村 正美 殿

住 所

商号又は名称

氏名(代表者)

印

弊社は、独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター(以下「機構」という。)との取引に伴い、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないことを表明し、以下の通り誓約致します。

なお、本誓約書にて誓約した事項については、本誓約書提出以前に弊社と機構との間で締結した一切の契約及び本誓約書提出以降に弊社と機構の間で締結する一切の契約について適用されることを了承します。

1. 弊社は、機構と締結する契約に際し、反社会的勢力に該当しないこと、及び次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
 - (1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6)その他前号(1)から(5)に類する反社会的勢力との関係を有すること
2. 弊社は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前号(1)から(4)に準じる行為
3. 弊社は、自らの全ての下請または再委託先業者(以下「関連業者」という。)が第1項に該当しないことを確約し、将来にわたっても関連業者が同項若しくは第2項各号に該当する行為を行わないことを誓約します。
4. 弊社は、関連業者が前項に該当することが契約締結後に判明した場合には、直ちに関連業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置をとるものとします。
5. 弊社が前各項に違反した場合、機構が弊社に何らの催告なしに直ちに契約を解除しても弊社は異議を述べないことを確約します。
6. 弊社は、前5項により契約を解除された場合、機構に対して一切の損害賠償請求を行わないことを確約し、また、契約書で定められている違約金(損害賠償金の予定)を機構に支払うことを確約します。